

明治十七年・浦和事件の一考察

寺崎修

(武蔵野大学政治経済学部教授)

一 はしがき

明治十七(一八八四)年四月十七日夜、埼玉県秩父郡日野原村の青年自由黨員村上泰治の要請により岩井丑五郎、南関三の両名が、当時明治政府の密偵と怪しまれていた同じ自由黨員の照山俊三をピストルで射殺するという事件が起こった。のちに浦和事件(密偵殺し)と呼ばれる事件がこれである。

この事件については、関戸覚蔵『東隣民権史』(明治三十六年)、『自由党史』(明治四十三年)、伊藤痴遊『巨人星亨』(伊藤痴遊全集第九卷、昭和四年)、同『自由党秘録』(伊藤痴遊全集第一二卷、昭和五年)、日野沢教育委員会『日野沢村誌』(昭和三十年)、四方田稔・中畦正一「村上泰治の裁判」(『歴史学研究』第一八六号、昭和三十年八月)、萩原進「勇ましき先駆者——宮部襄と群馬県の民権運動」(見田宗介編『明治の群像5』昭和四十三年)、福田薫「密偵殺し——照山俊三事件——」(藤林伸治編『ドキュメント群馬事件』昭和

五十四年)、森長英三郎『裁判自由民権時代』(昭和五十四年)等々の諸文献が言及しており、また、『埼玉郷土辞典』(埼玉新聞社)、『大百科事典』(平凡社)、『国民百科大事典』(富山房)などの事典類でも、独立した項目として扱われている。本事件は自由民権関係事件のなかでは、決して大規模な事件ではないが、比較的名称な事件といえるだろう。

しかしながら、これまで本事件についての研究は、必ずしも量的にも質的にも十分ではなく、実証性が乏しいように思われる。例えば、地元郷土史家である四方田稔・中畦正一の両氏による前掲「村上泰治の裁判」は、地元に残る原資料を利用した労作であるが、「村上の死亡日が故意に変更されて架空の生命が約四カ月も延長された」とか、「宮部と岩井の刑期の相違についてもわれわれは疑問を感じざるを得ない」と述べるなど、放置できない誤りを含んでいる。

本稿は、従来の浦和事件研究について、再検討の余地が大きいと考え、あらためて事件の全容を精査しようとするものである。

二 事件の経緯

群馬県の自由民権運動が本格化するのには、明治十二年四月、高崎で有信社(宮部襄、長坂八郎)が結成されて以降のことであり、その後、大間々町に尽節社(新井毫)、前橋に大成社(斉藤壬生雄)、精成社(小勝俊吉)、館林に交親会(木呂子退蔵)等々の各政社があいついで誕生した。しかし、斉藤壬生雄が「前橋ニ大成社アリ。余等ノ同志ハ皆素養アル者ナリ。高崎ノ有志志社トハ関係ナシ。……余等ノ大成社ハ集会条例ノ発布ト共ニ解

散ス^①」と回想しているように、群馬県下の各政社は「集会条例ノ發布」（明治十三年四月）の頃まではそれぞれ独自の道を歩み、その結びつきは、決して強固なものとはいえなかった。県下各政社のリーダーたちの連携が深まったのは、おそらく明治十三年十一月の国会期成同盟第二回大会に新井毫、長坂八郎、木呂子退蔵、斉藤壬生雄の四名が参加し、さらに十四年十月の自由党創立大会に宮部襄と斉藤壬生雄の両名がそろって出席してからのことではないかと思われる。十四年十二月には宮部の指導のもと、自由党上毛部（高崎に本部）が設置され、十五年六月に宮部が自由党本部の幹事に就任、自由党の指導的立場に立ったことから、群馬県の自由民権運動は俄然活発化することになったのである。^②

しかし、運動が活発化するとともに自由党上毛部（上毛自由党）の機密が漏れて、しばしば運動が混乱する事態が発生した。同志たちは、互いに密偵が潜り込んでいるのではないかと疑心暗鬼となった。そして同志たちの疑いは、専ら上毛地方にしばしば出没する旧自由党員照山俊三に向けられ、ひそかに彼の殺害計画が立てられた。事件の発端について、「予審終結言渡書」は次のように述べている。^③

各被告人並ニ照山俊三ハ、旧自由党員ニシテ意氣ノ投合スルヨリ、互ニ其胸襟ヲ叩キ相依リ相信シ其論ヲサルコトヲ盟ヒ居タル処、何時トナク照山俊三ハ反対党ノ間者ナリトノ風評起リ、……明治十七年四月十三日夜宮部カ寓居ナル東京芝区葦手町拾七番地ノ二階ニ於テ新井愧三郎、鈴木新太郎ハ相共ニ照山ヲ埼玉県秩父郡ニ誘出シテ之ヲ殺害シ以テ同党ノ為メニ有害ヲ除ント議ス。然レ共此事タル宮部長坂ノ許容ナキ内、之ヲ決行セハ後日或ハ党中ニ紛議ヲ生シ、ソレヨリ事ノ発覚スルニ至ルコトアルヘシ。故ニ其許容ヲ得ルコソ肝要ナリトテ、同夜宮部ヘ其事情ヲ告ケタルニ宮部モ之レニ賛成シ、翌十四日ノ朝新太郎ハ長

坂ノ寓所ヲ訪ヒ之ヲ誘フテ永坂町ノ蕎麦屋ニ密会シ語ルニ、照山カ所業不正ニシテ自由党ノ為メニ有害ナレハ秩父地方ニ誘出シテ殺害スヘキ旨ヲ以テシタルニ、長坂之レニ同意シ必ス語ラサル様致スヘシト云ヘリ。

これによると、明治十七年四月十三日夜、新井愧三郎と鈴木新太郎は東京芝の宮部襄宅で照山殺しを相談、宮部襄、長坂八郎もこれに賛同したこと、計画は、照山を「秩父地方ニ誘出シテ殺害」するということなのであったことがわかる。しかし、照山が、新井愧三郎と鈴木新太郎の誘いには、なかなか乗ってこなかったため、新井と鈴木は深井卓爾と相談、秩父から上京中の村上泰治に、照山を連れ出し、計画を実行する役割を依頼することになった。

村上が照山を連れ出し、秩父日野沢村の村上の自宅に到着するまでの経緯、さらには、現地で村上の依頼を受け、岩井丑五郎、南関三の両名が照山俊三を殺害するに至った経緯について、前掲予審終結書は次のように述べている。⁴⁾

此日(十五日)午前十一時頃出京シテ宮部方ニ泊シ居ル村上泰治ニ面会シ宮部襄ト共ニ照山殺害ノ共謀ヲ告ケ、且之ヲ連帰リ秩父辺ニテ殺害シ呉レヨト囑託セリ。……村上ハ又巳ニ照山ヲ欺キ秩父ヘ同行ヲ諾セシメタルヲ以テ、其日午後宮部方ヨリ照山ヲ連出シ上野ニ至リシモ汽車ニ乗後レ其夜ハ照山ヲ連レテ芳原⁵⁾ノ妓楼ニ遊ヒ翌十七日共々一番ノ汽車ニ乗り本庄ニ達シ同所ヨリ馬車ニ乗車兎玉郡太駄村達シ同所ヨリ徒歩ニテ秩父郡下日野沢村字重木即チ村上泰治カ居宅ニ到着セリ。午後四時前後ナリ。此時泰治方ニ岩井丑

五郎並ニ南関三ノ来リ居リ相共ニ喫酒シ村上泰治ハ時機ヲ見合セ丑五郎ヲ同家人口ノ処ニ招キ、照山ハ自由党ニ害アルモノナレハ当地ヘ連出シ殺害スルコトニ在京ノ宮部、長坂、深井、新井、鈴木等ト協議シテ自党ノ為メニ害ヲ除キ一功ヲ立テヨト頼ミタルニ丑五郎ハ速ニ承諾シ、夫ヨリ関三ニ密会シ泰治ヨリ聞ク処、又頼マレタル事ヲ告ケ今夜共ニ照山ヲ誘出シテ殺害センコトヲ謀ルニ、関三亦之レニ同意シタルニ依リ、丑五郎ハ照山ノ集会条令違反アルヲ奇貨トシ此辺ハ探偵厳密ナルニヨリ足ヲ留ムル処ニアラス故ニ関三ト道案内スヘキニ付今夜出発スヘシト申勸メ、丑五郎ハ所持ノ短銃ヲ懐ニシ関三八丑五郎カ所有ノ仕込杖ヲ携ヘ照山ヲ連出シ、供々児玉郡太駄村地内杉ノ峠ニ至リ丑五郎ハ短銃ニテ照山ノ背部ヲ射撃シテ其彈丸心臟ヲ貫キ胸部ニ徹ス、関三八仕込杖ヲ抜き其頸部頭部ヲ乱撃シテ之ヲ殺シ尚其口ヲ割キ其鼻ヲ剥キ其面ヲ引カス。其創傷凡テ大小式拾有余个所ナリ。且其何人タルヲ知ラシメサル為面部ヘ塗ルニ泥土ヲ以テス。

これによれば、岩井丑五郎、南関三の両名は、村上の要請をただちに聞き入れたこと、また丑五郎は、照山が集会条令違反で追われていることを材料に「此辺ハ探偵厳密ナルニヨリ足ヲ留ムル処ニアラス」と警告し「故ニ関三ト道案内スヘキニ付今夜出発スヘシ」と勧めたこと、殺害現場は村上宅から二キロほど離れた杉ノ峠で、丑五郎は短銃を発射、関三は仕込杖で切りつけ、照山の殺害に至ったことがわかる。

自由党员照山俊三の死体が埼玉県児玉郡太駄村の杉ノ峠で発見されたのは、明治十七年四月十八日早朝のことである。所轄の八幡山警察署から警部と巡査が急行し、戸長茂木善一郎と庶務今井茂一郎の立ち会いの下、医師中神貞作、同小林玄弘の両名によって検死がおこなわれた。しかし被害者の身元はすぐには判明せず、数

日後に、ようやく照山俊三であることが判明した。また、照山と村上泰治が犯行当日に本庄宿駅から大駄村に向かつて歩いていたとの目撃情報から、容疑者として村上が浮かび上がり、捜査は急速に進展することになった。

村上泰治宅は、十七年五月二十一日地元警察の捜索をうけるが、村上はすでに逃走、東京松久町で六月二十日前後に、謀殺の容疑で逮捕された。

また長坂八郎と新井愧三郎は五月二十四日東京で逮捕された。『郵便報知新聞』は、次のように伝えている。

嘗て在京中なりし群馬県の自由党員長坂八郎、新井愧三郎の両氏は一昨日突然巡査が出張して拘引になりし由なるが、多分集会条例違反の件なるべしと。

さらにまた、宮部襄は、かねてから予定していた自由党関西有志懇親会に出席のため関西に滞在していた。宮部の捕縛の模様について『朝野新聞』は、次のように伝えている。

聞く所によれば何故にや同氏は先達て東京を發し高野山の或る寺院に入りて頭髮を剃落して墨染めの衣に姿を変へ夫より熊野地方を指して行く途中和州吉野郡の豪家土倉庄三郎氏方に一宿し、翌日同郡上市村まで到りし時警察の手に捕縛せられ、此節大坂において取調中の趣なるが如何なる嫌疑に因れるものか未だ詳ならず。

さらに岩井、南、鈴木新太郎は茨城で逮捕され、深井も新潟県で逮捕された。こうして浦和事件の関係者は半年もたないうちに全員が捕縛され、別件（群馬事件等）で逮捕された宮部、新井は前橋に、岩井、村上、南、鈴木は浦和に送られることになったのである。

三 裁判の経緯

浦和事件の容疑者として逮捕された人々のうち、宮部以下数名の者は、別件（群馬事件等）との関連において、前橋に送られたことは、前節で述べた。これらの人々のそのような容疑が消え、かれらが浦和事件だけの容疑者として、いつ浦和へ送られたかは、明らかでない。しかし、十八年の秋には、浦和に送られたものとみることができるであろう。村上、南、岩井、宮部、深井、長坂、新井、鈴木について、検事の起訴がいつ行なわれ、また予審がいつ開始されたのかも、正確にはわからない。

現在、村上家には、予審中の密室監禁に関する文書が、数通保存されている。それは村上に対する密室監禁言渡書一通（十九年九月十五日付）、同じく密室監禁延長言渡書二通（十九年九月二十七日付、同年十月八日付）、深井、村上、鈴木に対する密室監禁解除言渡書一通（十九年十月十八日付）で、いずれも謄本である。⁸⁾ 密室監禁は、予審中、予審判事が「事実発見」のため、被告人を個別に隔離拘禁して取り調べを行なう制度で、十日間を限度とした。十日ごとの期間の更新は、もとより許されたが、十日間に少なくとも二回の取り調べを行なうことが義務づけられていた（治罪法第一四三条―第一四五条）。これらの文書の存在により、村上は、十九年九月十五日から十日間づつ三回にわたって密室監禁に処せられたこと、深井、鈴木は十月八日から十日間の

それに処せられたことが判明する。しかし、深井、鈴木が十月八日以降に密室監禁に処せられたかどうか、また他の被告が同様の処置を採られたかどうかは、不明である。予審における取り調べは、十八年十月頃から開始され、翌十九年秋には本格化し、被告の一部については密室監禁を行ない、嚴重な追及がなされたものと思われる。この予審において、宮部は、深井、長坂、新井、鈴木らと照山殺しを謀議し、その殺人を村上に指示したことを、終始一貫して否認した。そしてまた、岩井、鈴木の名を茨城の仙波兵庫らに依頼して匿った件についても、宮部は、これを全面的に否認した。

明治二十年一月二十五日、予審は終結した。関係者の最初の逮捕のときからかぞえると、二年数か月の歳月が経過していた。当時の裁判の予審としては、異例の長期間であり、それだけ取り調べが難航したともいえるだろう。この予審決定によると、官部、長坂、深井、新井、鈴木の五名が、照山殺しを謀議し、そのことを東京で村上に委嘱、村上は照山を連れて秩父の自宅へ戻り、そこで村上は、岩井、南兩名に照山の殺害を指示し、明治十七年四月十七日、秩父の杉ノ峠で、岩井は短銃、南は仕込み杖をもって照山を殺害したものと断定、岩井は刑法第二九二条の謀殺罪で死刑、村上は刑法第一〇五条で、その教唆、第八一条の未成年軽減を適用して無期徒刑に該当するから、浦和重罪裁判所の公判に付するものとし、宮部ら五名は殺害の謀議はあったが、教唆の教唆であるから免訴であるとしている。⁹⁾この予審終結に先立ち、南関蔵は、十九年七月十日、浦和監獄で死亡した。予審終結言渡書の被告に南の名前が記載されていないのは、このためである。

現在、村上家には、「予審終結言渡書」およびその「送達書」（二十年一月二十五日付）、「告知書」およびその「送達書」（二十年一月二十六日付）が残っている。そのうち、「告知書」は、次の通りである。¹⁰⁾

告知書

村上泰治

右泰治カ被告タル明治廿年一月廿五日附謀殺事件予審終結言渡書ニ対シ故障ヲ為スコトヲ得。其期限ハ一日内ナリトス

明治二十年一月廿六日

浦和軽罪裁判所

書記 中川富太郎

この告知書の送達書によると、村上は「病氣ニ付自書不能」として、本人に代り、埼玉県看守加藤三雄が、受領の署名を行なっている。当時、村上は、かなりの重病ではなかったかと思われる。予審の終結をつたえる『朝野新聞』の記事は、¹⁾

旧自由党员人宮部襄、長坂八郎、深井卓爾、新井愧三郎、鈴木新太郎、村上泰治、岩井丑五郎の七氏は去月二十五日浦和軽罪裁判所に於て予審終結の言渡を受けたが、宮部氏以下五氏は治罪法第二百二十四条第二項に拠り免訴となり村上岩井の二氏は猶嫌疑暗れず浦和重罪裁判所へ移す旨の言渡を受けた。右に付去る二十八日高崎の有志者は春鶯館に於て最も盛大なる饗宴を張り五氏が晴天白日の身となれるを祝し併せて多年繫獄の艱苦を慰められたり。此日来会する者百五十余名にして席上演説及祝文等ありて頗る壮快を極めたり。

と晴天白日となった宮部以下五名を迎える祝宴の模様を伝える一方、

因に云ふ。右被告人の内、村上泰治氏は、目下浦和の獄中にて病に罹り殆んど危篤なりと、上野新報社より詳報あり。

と報じている。

元来、重罪裁判所へ移すとの予審決定が確定すれば、可及的すみやかに、検事の公訴状が作成され、裁判所へ提出されるはずであるが（治罪法第三七三条以下）、この事件については、なぜか公訴状の提出が著しく遅延した。その間、村上の病状は悪化し、二十年六月十八日、浦和監獄において死亡した。葬儀は、二十二日に行なわれたようであり、「会葬人氏名」と「香花料領収簿」が残っている。会葬者の中には、すでに群馬へ帰郷していた宮部、長坂、深井らの名がみえている。村上の死後、約半月を経た七月一日、ただ一人残った被告岩井に対する公訴状が浦和重罪裁判所の検事山根恭太より、裁判長判事高津雄介宛に提出された。この公訴状の内容は、さきに述べた予審終結言渡書のそれに沿ったものであった。

同年八月九日、浦和重罪裁判所の公判が開かれた。裁判長は、浦和始審裁判所長高津雄介、陪席は、同裁判所判事の小川鉄吉と陶山栄吉の両名、立会検察官は検事山根恭太であるが、弁護人の氏名はわからない。この公判において、岩井は、従前の供述を撤回し、新しい事実を自白した。この間の模様をつたえる公判傍聴筆記は、みあたらないが、のちのやり直し裁判の予審（同年八月十一日）において、予審判事小沢判事補が、宮部に対し、「公判始末書」から、岩井供述の要点を抜き出し、新証拠として説明しているので、岩井供述の概略は判

明する。それによると、十七年四月十七日夜、前夜から村上家に泊っていた岩井に対して、村上は照山殺しを頼んだが、岩井はそれを拒絶したので、村上は入浴中の照山を短銃で射殺、岩井、南は、村上に脅されて死体の始末をし、兩人で死体をもって杉ノ峠へ行き、それを遺棄したというのである。前述の予審決定言渡書（二十年一月）ならびに岩井に対する公訴状（二十年七月）の記載と、この岩井の新しい供述とを比較すると、殺害の場所および直接の殺害者が違っている。宮部、長坂、深井、新井、鈴木が、さきの予審において免訴になった理由は、村上に対する照山殺害の指示は、教唆の教唆であり、それは罪とはならないと判断されたためであることは、前に述べた通りである。ところが、岩井の新しい供述によると、事情は一変する。すなわち、村上が自ら照山を射殺したとすると、宮部ら五名は、直接の教唆者となり、罪を免れないことになるからである。この岩井の供述により、公判は中止された。治罪法第二六一条によると「予審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其言渡確定シタル時ハ罪名ノ変更アルモ同一ノ事件ニ付キ更ニ訴ヲ受クルコトナカル可シ但新ナル証憑アル時ハ此限ニ在ラス新ナル証憑アル時ハ検事ヨリ之ヲ会議局ニ差出シ会議局ニ於テハ其起訴ヲ許ス可キヤ否ヲ判決スヘシ」とある。検事は、岩井の新しい供述は、この条文にいう「新ナル証憑」にあたるものと判断し、宮部ら五名に対する再起訴の意向を固め、公判の中止を求める一方、関係者に拘留状を発するとともに、浦和軽罪裁判所の会議局に対して、再起訴を要請したものと思われる。かくして、宮部ら五名は、免訴釈放後七か月で再逮捕されるにいたった。まず宮部、長坂逮捕の状況について、『めざまし新聞』は、次のように報じている。¹³⁾

去る明治十七年中、謀殺教唆の嫌疑にて拘引せられ、爾来、埼玉県浦和の監獄署へ拘留、本年四月中、漸く無罪放免となりたる群馬県の旧自由党员宮部襄、長阪八郎の両氏は、一昨十日午前、各々其郷土なる

高崎の自宅より拘引せられ、直に同所発の第三列車にて浦和へ護送せられたり。……

つづいて、同新聞・翌八月十三日付は、

前号に記載したる官部、長坂両氏の拘引後、一昨夜十時頃、先に両氏と共に放免せられたる新井愧三郎氏も浦和監獄署へ護送せられたり。猶聞く所に拠れば、該事件被告の岩井丑五郎が予審の陳述を変更したるより此に至りたることは相違なき事実にて、同人の申供は前の予審調の際は、恩義あるを以て村上を庇する為に、自ら其罪を負ふたる訳なれども、今や同人の死去せる上は、其義理立も無用なり。該件の事實は、村上泰治氏が其自宅に於いて、ピストルを以て照山の入浴中、之を打ち殺したるを、自分其依頼を受けて屍体を棄たる迄なり云々と伝聞せり。

と新井の逮捕ならびに村上の供述変更の風聞を報じている。さらに同新聞・翌十四日付は、

前号に記したる宮部、長坂両氏拘引の一件に付き、若し同一の事件ならば、先に両氏等と同時に放免せられ、当時在京中なる深井卓爾氏も、或は拘引せらるならんかとの評もありしが、一昨日午前七時、東京四谷署に拘引せられ、一旦警視二局へ送られて種々訊問あり、同日、最終の汽車にて同じく浦和監獄へ護送されしと、之にて五名の中、四名は拘引せられ、鈴木新太郎のみ残り居れりと。尤も同人は先頃より旅行せし由にて、当時、何れにあるや詳かならざる由……。

と深井の逮捕、鈴木⁽¹⁾の消息をつたえている。その後、鈴木がいつ捕縛されたのかは、明らかでない。予審は、関係者全員の逮捕を待たず、逮捕した者から順次審理を開始したものである。八月九日の岩井公判の中止後、関係者の再逮捕開始、検事から浦和軽罪裁判所会議局への再起訴要請、それを認める会議局決定、検事の起訴、予審の開始……これらの手続きがわずか数日で完了していることは、まことに異様な動きであったといふべきであろう。この予審は、同年八月三十一日に終結した。『めざまし新聞』は、予審終結の模様を次のようにつたえている。

群馬県の有志者宮部襄、長阪八郎、深井卓爾、新井愧三郎、鈴木新太郎ら五氏謀殺教唆の嫌疑事件は、去る八月三十一日、浦和の予審廷に於て終結の言渡しありたり。而して聞く処に抛れば、最初数年間収監して取調べたるも、確証なくして遂に先頃無罪放免の言渡しをなしたると全く反対にて、最初は先頃死したる村上泰治氏は教唆者の地に在りしが、今回の取調べにては、同氏も行兇者の地に立ち、岩井丑五郎、南関三（獄中病死）と三名にて手を下し、宮部、長坂外四氏は直接の教唆者となり、其所為は各々刑法謀殺の条に適し、終に重罪犯者として浦和重罪裁判所へ移さるゝこととなりしならんと。尤も右は岩井丑五郎の口供変更の原因する由なれば、公判廷にては又如何なる変化を生ずるも囃られずと云ふ。

さて、官部、長坂、新井、深井、鈴木に対するこの予審決定と、さきの予審決定（二十年一月）とを比較してみると、照山殺しの謀議の点ではほとんど同じであるが、兇行の場所が違っている。すなわち、この新しい予審決定によると、四月十七日の夜、村上宅で照山の入浴中、村上、岩井、関の三名がその浴室に行き、岩井

が短銃で射ち、関が日本刀で切り付けたため、照山は死亡、三名はその死体に着衣をつけ、わらじを履かせ、岩井、関が杉ノ峠まで運んで遺棄したものと断定している。前に述べたごとく、岩井は八月九日の公判で、村上と三人で射殺したと述べているが、予審では、その自供は採用されていない。この予審決定における各被告に対する法律適用では、宮部ら五名は刑法第一〇五条、第二九二条による謀殺教唆で死刑に該当するとし、浦和重罪裁判所の公判に付するものとしている。村上は、殺害に際し直接に手を下したわけではないが、殺害を発議し、現場に居合わせたため、正犯の一人であり、宮部ら五名は、村上への直接の教唆者であると認定されたわけである。同年十二月四日、検事山根恭太より浦和重罪裁判所長高津雄介宛の公訴状が提出された。その内容は、八月三十一日付の予審決定言渡書の内容に沿ったものであった。

この公判は、はじめ十一月十四日より開始の予定であったが、二十一日に変更となり、さらに延期され、ついに年内には開かれず、翌二十一年一月十三日ようやく開廷の運びとなった。延期の理由は明らかでない。公判開始をつたえる『郵便報知新聞』の記事は、次の通りである。¹⁵⁾

昨年中、開廷の筈なりしも、都合ありて本年第一期の重罪公判に廻りたる旧自由党员……六氏に係る謀殺被告事件の公判は、本日、浦和重罪裁判所にて開廷する由。

この公判の裁判長は判事高津雄介、陪席判事は加藤堂三郎、生沼保永、検察官は検事山根恭太、書記は脇田従人、鈴木勝勢で、弁護人は林和一、高橋安爾、近藤勝復、野栄三郎、辻村共之の五代言人である。当日午前十一時に開かれた公判廷では、裁判長の人定尋問、検事の公訴状朗読につづき、林弁護人は、突然立って、岩

井をのぞく宮部ら四名に関する公訴は、受理すべからざるものであるとの主張を次のごとく展開した。⁽¹⁶⁾

当弁護人は、本案に付、二箇の請求を為す。其一は岩井丑五郎を除くの外、宮部以下被告一同に関する公訴を斥けられんこと、其二は岩井丑五郎の公訴を續ひて開廷せられんこと、是なり。……抑も本案岩井丑五郎を除く外、宮部以下四人に対する被告事件は、明治廿年一月廿五日、当予審廷に於て、間接の教唆に係るものとして免訴せられたるなり。……然して今回の公訴は、客年八月九日、当重罪裁判所に於て岩井丑五郎の公判を開かれし砌、丑五郎が其供述を変更したるより檢察官は其供述を新なる証とし、治罪法第二百六十一条に基き、会議局へ申立を為し、同局の判決に依て起れるものなり。夫れ被告人の法廷に於て審問を受くるに当てや、己れが利益となるべしと志向せば、事実と虚偽とを撰ます之を述るは、総じて被告の情状なり。況んや丑五郎は予審に於て死刑を以て処すべきものと終結せられたり。夫れ生きとし生けるものにして、誰か其生を欲せざるものあらんや。其供述を変じて罪の免るべきあらば、之を変するは当然の事なり。故に其供述は決して証とするに足らざるなり。丑五郎は曩に予審廷に於て、照山を殺害せしは村上泰治一人の所為なりと陳白せり。然るに予審終結書には照山を殺害せしは丑五郎の所為なりと認めあり、以て被告人が一時の供述は容易に信を置き難きを証すべし。去れば丑五郎が客年八月九日当法廷に於て陳述したる事実、新証の資格あらざるは明白なり。丑五郎は曩に罪を己れの一身に引受たる程の勇敢義膽の男なれば、己れの供述の変更せしより今や多数の被告が出来、將に冤罪に罹らんとするを聞かば、復其勇気を回復し、全く泰治の教唆に拠りて自分等の之を為したるものにして、他人の關係する所にあらずと言出るも凶られず。然る時は、何れが事実なるや信を置くに苦むべし。而も亦、明治廿年一月廿

五日を以て終結したる予審と今回の公訴状に載するところは、同事実にして毫も異なる所なし。……泰治の教唆に抛り丑五郎は照山を射撃一貫き、関三は仕込杖を以て殺了したるものにて杉ノ峠と泰治が居宅の湯殿との場所に別あるも、兩人が泰治の教唆に抛て為したる所為には聊も異なる所なければなり。照山の死は丑五郎、関三兩人の所為の結果にして泰治の傍に在ると在らざるとは、之に關係する所なし。何れにしても泰治か丑五郎、関三の二人を教唆して照山を殺さしめたるものなれば、前の予審終結と法律上決して變る所なきなり。又一事再理せずとは治罪法の原則なり。……公平無私なる裁判長陪席評定官各位、切に請願す。当弁護人の陳述を採納ありて、丑五郎を除くの外、被告一同に対する公訴を斥けられ、丑五郎の公判をのみ統て開廷あらんことを。

つづいて、辻村弁護人も、一事不再理説を述べたが、その弁護中、注目すべき箇所は、次の点である。¹⁷

今般の公訴状と先般予審の事実とを比較するに、犯所の変更を来したる迄にて、別に村上が手を下したりと云ふにあらず、而して村上はんの口供も新証の一部に加へられたるもの如くなるも、村上はん、岩井丑五郎等の口供は、宮部以下の被告に対し、決して新証と云ふべきものにあらず、何となれば村上はんは泰治の亡妻にして、身分上の關係を有したる参考人なれば、此等の口供は毫も証憑とするに足らざるが故なり。又、丑五郎の口供に至りては、被告人は法廷に於て自ら己れの罪惡を陳述する義務なしとの原則あるに抛り、自己の罪を免れんが為めに防衛の陳述を為すに至りては、人情の然らしむる所なれば、決して他の被告人に対し正当なる証拠となすの効力なし。況んや死刑の請求を受けたる被告人に於てをや。特

に丑五郎は、明治十七年以來今日に至るまで、警察、予審、公判と、其尋問所を異する毎に、又其口供を異せし者なれば、其言の毫も価値なきや明白なり。

この弁論により、村上の妻はんの予審における供述があらたに証拠の一部に採りあげられ、それは岩井の新しい供述を支持するようなものであったこと、そしてまた、岩井の供述は、警察の取り調べ以來、めまぐるしく変わったことなどが判明する。高橋、近藤、野口各弁護人の弁論は、いずれも一事不再理の原則の補足陳述であった。午前中の公判は、各弁護人の陳述だけで終了、休憩ののち午後二時に再開されたが、その冒頭で、岩井は⁽¹⁸⁾、

昨年八月九日公判開廷の節、私より申立たる事実変更の口供は、悉皆虚構の言なるを以て、総て之を取消し、其以前警察及予審に於て為したる口供が、真実なるものなれば、之に拠りて御審判あらんことを請求す。

と、またまたその供述を変更した。「新ナル証憑」と認定され、やり直し裁判の理由となった岩井の供述（八月九日）が、彼自身によって「悉皆虚構の言」と否定されたのである。しかし、法廷はこの日の岩井供述を全く取り上げようとはしなかった。「新ナル証憑」と認定された岩井の供述が百八十度変更されたにもかかわらず、法廷がこれを問題視しなかったことは、不可解というほかはない。八月九日の岩井の供述が否定されると、「新ナル証憑」の能力は完全に失われるはずだったからである。

宮部は、予審の場合と同じく、教唆の事実を根本的に否認し、次のごとく述べた。¹⁹⁾

自分は、弁護人の申立たるより一層進んで此公訴の受理すへからざる理由を開陳せん。抑も拙者は当被告事件に対しては、毫も関係なきものにして、岩井が如何に口供を変更するも、如何なる予審の終結あるも、亦如何なる公訴状の下附あるも、毫も痛痒相感せず。抑も他人の口供や予審終結の爲めに、自分の無罪純白の身を傷けらる、謂なし。自分は、無罪潔白の身なれば、決して此の如き公訴を起さるへき理由なし。依て連に此公訴を棄却あらんことを請求す。

深井もまた、宮部に同調し、「本件に就ては、何人よりも其談に与りたることなく、更に無関係の者なれば、決して公訴の成立ちべき理由なし」と主張した。新井、鈴木、長坂が、どんな陳述を行なつたかは、明らかでない。検事が、各弁護人および被告の發言は「会議局の判決（再起訴を許した判決……寺崎註）を非難するに過ぎざれば、価値なき論争である」と述べたのに対し、各弁護人は一斉に反撥し、やり直し予審の決定は、前の予審のそれと、兇行場所をのぞいては、事実関係は、ほとんど違わないから、公訴は受理されるべきものではないことを強硬に主張した。午後三時、裁判長は暫時の休憩を宣言し、再開後の法廷で、被告、弁護人の申立てを却下する旨の判決を口頭で言い渡した。これに対し、被告側は、上告を申立てたので、裁判長は、公判の中止を告げ、午後三時半に閉廷した。²⁰⁾大審院の公判は、同年十月十三日に開廷、翌十一月十日、上告棄却の言い渡しが行なわれた。裁判長は西岡遼明、陪席評定官は河口定義、山根秀介、昌谷千里、評定官代理中定勝（東京控訴院評定官）、立会檢察官は赤司欽一、上告代言人は林和一、中島又五郎、高橋安爾、辻村共之、大岡

育造、太谷木備一郎、高橋捨六であった。大審院判決の要旨は、治罪法第二六一条の一事不再理の原則も「新ナル証憑アル時」は、検事の請求で「会議局ニ於テ」「其起訴ヲ許ス可キヤ否ヤヲ判決ス」る例外をみとめており、本件の場合は、それに該当し、「新ナル証憑」か否かは、会議局に一任している「探証及ビ事実ノ論点」であり、大審院が「監査」する問題ではないというのである。⁽²¹⁾ この判決を不服とした宮部、深井、長坂の三名は、さらに大審院へ哀訴した。鈴木、新井は、この哀訴には加わっていない。大審院の哀訴公判がいつから開かれたかは明らかでないが、同年十二月七日、棄却判決が言い渡された。『読売新聞』は、⁽²²⁾

旧自由黨員なる群馬県人宮部襄、長坂八郎、深井卓爾の三氏が、昨年、浦和重罪裁判所にて、謀殺教唆事件の公判に附せられたる節、一事件再理すべからざるの申立てをなし、遂に大審院へ上告したるも、棄却されたるに付き、代言人林和一氏より更に哀訴に及べしが、其趣意立せずして、昨日、棄却されたり。

と報じている。哀訴公判を担当したのは裁判長西岡諭明以下、さきの十一月十日の上告棄却判決を言渡した判事たちであり、判決内容も前判決とほとんど同じで、治罪法第二六一条にいう「新ナル証憑」か否かの判断は、大審院の監査すべき問題ではないから、その点の判断を欠くさきの判決は「訴訟関係人ヨリ申立タハ条件ニ付判決ヲ為サス」という上告人の哀訴理由を斥けたものであった。⁽²³⁾

このように、二回にわたる上訴も、大審院によって棄却されたので、事件は、再び浦和重罪裁判所の公判に移った。『時事新報』は、次のように報じている。⁽²⁴⁾

浦和重罪裁判所に於て、去る十一日より自由党员宮部襄氏外五名の謀殺教唆事件に係る公判を開廷せしが、一昨二十八日を以て全く終結を告げたる趣にて、今三十日該裁判を宣告するよし。又、該公判弁論の時に当り、立会檢察官は長阪八郎、新井愧三郎、鈴木新太郎、岩井丑五郎の四氏に対する公訴を放棄したりと。

岩井に対する公訴放棄は、彼が有罪となつてゐることからみて、誤報としか考えられないが、長坂、新井、鈴木らは無罪になつてゐるから、検事の公訴放棄は十分考えられる。しかし、この公判の模様は、公判始末書はもちろんのこと、詳しい新聞報道もみあたらないので全く不明である。この裁判の裁判長は高津雄介、陪席判事は小川鏡吉、陶山栄吉、立会檢察官は山根恭太、書記は脇田従人、鈴木騰勢であり、判決の結果は、岩井が殺人罪で有期徒刑十二年、宮部、深井は殺人教唆罪で同じく有期徒刑十二年、長坂、新井は証拠不十分で無罪であつた。浦和重罪裁判所の判決を一覧表に整理すれば次の通りである。

氏名	族籍	罪名	適用条文	量刑
宮部 襄	群馬県士族	謀殺教唆	一〇五条、二九二条 八九条、九〇条	有期徒刑十二年 (死刑より二等減)
長坂八郎	群馬県士族			無罪
深井卓爾	群馬県士族	謀殺教唆	一〇五条、二九二条 八九条、九〇条	有期徒刑十二年 (死刑より二等減)

新井愧三郎	群馬県平民			無罪
岩井丑五郎	群馬県平民	謀殺	二九二条、八九条、九〇条	有期徒刑十二年 (死刑より二等減)

また、理由はよくわからないが、鈴木の名前は、判決文にみえていない。なお、この判決によると、兇行の現場は村上の自宅、直接に手を下した殺害者は、村上と岩井になっており、この後者の点は、前述の二十年十二月四日の公訴状とは違っている。有罪判決を言い渡された三名のうち、岩井だけは服罪したが、宮部、深井は、それを不満として大審院へ上告した。上告趣旨は、判決が照山殺しを発議したのは、鈴木、新井であることをみとめながら、判決の結果では、それらの首謀者の件が「煙消」している。また、判決は宮部、深井が村上に対して照山殺害を依頼したとしているが、それは全く無根の事柄である。とくに四月十四日夜、宮部が照山に秩父行きをやめるよう語った事実があり、その現場に居合わせた長坂欽吾の喚問を請求したが、浦和の裁判所はそれを拒否したこと、および宮部、深井が村上に照山殺害を依頼したという四月十五日夜は、宮部も深井もともに宮部宅に在宅せず、それを証するため宮部の家人二人と群馬県警部高山幸男（宮部らは、当初前橋で取り調べを受けた際、同様の事実を、この高山警部に述べていたものと思われる）の喚問を要求したが、これまた裁判所で拒否されたことは、被告人に「反証ヲ挙グルコトヲ許ササル」「不法ノ処分」であるとしている。大審院の裁判長は西岡遼明、陪席評定官は河口定義、山根秀介、奥山政敬、岡村為蔵、立会検察官は楠正位、書記は石阪義雄であった。公判は、二十二年六月十一日に開廷され、同月二十九日には判決の言い渡しが行なわれた。上告棄却である。⁽²⁵⁾『東京日日新聞』は、次のように報じている。⁽²⁶⁾

群馬県西群馬郡高崎駅柳川町士族宮部襄同龍見町士族深井卓爾（何れも旧自由党）の両氏は先般浦和重罪裁判所に於て謀殺教唆事件にて各有期徒刑十二年に処せられし処此の言渡を不当とし上告せしに付大審院にて去る十一日公判を開き審問の末右上告は其の趣旨及び代言人の論旨をも治罪法第四百十條に適合せざるものとて同法第六七條四百二十七條に依り上告は棄却するものなりと昨日宣告相成たり。

また『朝野新聞』も、次のように報じている。⁽²⁷⁾

宮部襄、深井卓爾謀殺教唆事件は兼て大審院へ上告中の所上告の理由代言人の論旨相立ずとて昨日棄却せられたり。尚両氏は哀訴する筈なりと。

しかし、「両氏は哀訴する筈」という『朝野新聞』の観測は、当たらなかつた。後述するように、両名は、上告棄却判決から五日目の七月四日には、浦和監獄所に入獄しているからである。

四 特救出獄と公権回復

こうして、有期徒刑十二年の判決が確定した宮部、深井は、一足先に有罪が確定していた岩井（有期徒刑十二年）と同様に、まもなく北海道に送られることになった。明治十五年刑法によれば、「徒刑」は「島地」に「發遣」されることになっていたのである（第一七條）。ちなみに北海道送りとなった彼らの「獄署ノ經由」は、

次の通りである。

▽宮部 襄 明治二十二年七月四日浦和監獄署↓同年同月九日東京仮留監↓同年九月十日樺戸集治監

▽深井 卓爾 明治二十二年七月四日浦和監獄署↓同年同月九日東京仮留監↓同年九月十日樺戸集治監

▽岩井丑五郎 明治二十二年四月三日浦和監獄署↓同年同月十六日東京仮留監↓同年六月二十日樺戸集治監

監

これら三名のうち、浦和重罪裁判所の判決（殺人罪で有期徒刑十二年）を受け入れ、上告をしなかった岩井の場合、刑期の起算日は、判決日の二十二年三月三十日であることが明らかだが、浦和重罪裁判所の判決（殺人教唆罪で有期徒刑十二年）が不満で大審院へ上告した宮部、深井の場合、どうなのか。大審院判決（上告棄却）のあった同年六月二十九日と考えるべきであろうか。しかし、この点については、刑法第五一条一項に、「上訴正当ナル時」刑期の起算日は「前判宣告ノ日」とするとの規定があり、宮部、深井の場合は「上訴正当ナル時」にあたるので、彼らの刑期の起算日は、岩井と同じ浦和重罪裁判所の判決が言渡された明治二十二年三月三十日であったはずである。

したがって有期徒刑十二年の量刑で樺戸集治監で服役中の宮部、深井、岩井の三名が満期出獄できるのは、明治三十四年三月三十日のはずであったが、彼らはいずれも獄則をよく守り、模範囚として評価された結果、刑期約六年を経過した時点で、特赦出獄できることになった。このことをつたえる『官報』の記事は、次の通りである。⁽²⁸⁾

群馬県西群馬郡高崎町士族宮部襄、同所士族深井卓爾ハ謀殺教唆ノ科ニ因リ、同県南甘楽郡阪原村平民岩井丑五郎ハ謀殺ノ科ニ因リ明治二十二年三月浦和重罪裁判所ニ於テ各々有期徒刑十二年ノ宣告ヲ受ケ服役中ノ処丑五郎ハ本月一日襄及卓爾ハ同日孰モ特典ヲ以テ放免セラレタリ

これにより、岩井は明治二十八年七月一日に、宮部と深井は同月二日に、それぞれ特赦放免となり、樺戸集治監を出獄したことが判明する。

ただし、特赦放免されたとはいえ、「重罪ノ刑」に処せられた浦和事件関係者は「公権」を回復したわけではなかった。明治十五年刑法によれば、「重罪ノ刑」に処せられた者は、「終身」「公権ヲ剥奪」されることになっていたのである。ところが明治三十年に入ると、「重罪ノ刑」に処せられた自由民権運動家の公権回復の機運が盛り上がり、宮部襄、深井卓爾、岩井丑五郎の三名の公権回復についても、内閣はこれを特別に検討することになった。明治三十年五月二十八日、司法大臣清浦奎吾は、内閣総理大臣臨時代理黒田清隆に対し、上記三名の公権を特典をもって回復すべく、次のごとき上申書を提出したのである。²⁹⁾

司法省刑乙第四一八号

別紙群馬県平民宮部襄外二名復権ノ件上奏書及進達候也

明治三十年五月廿八日

司法大臣 清 浦 奎 吾

内閣総理大臣臨時代理

枢密院議長伯爵 黒田清隆 殿

右の文中の「別紙」とは、次のごときものであった。³⁰⁾

群馬県平民宮部襄同深井卓爾同岩井丑五郎復権ノ儀ニ付上奏

群馬県平民宮部襄同深井卓爾同岩井丑五郎ハ謀殺ノ罪ニ依リ明治二十二年三月三十日浦和重罪裁判所ニ於テ各有期徒刑十二年ニ処セラレ其後特赦ノ恩典ヲ受ケ出獄シタル者共ニ有之候処孰レモ其犯罪ノ重大ナルニ拘ラス政党保護ニ熱心ノ余リ自党ノ患害ヲ除カンカ為メ遂ニ犯行ヲ為スニ至リタルモノニシテ其犯情頗ル斟酌スヘキ処アルニ付キ特典ヲ以テ将来ノ公権ヲ復セラレ候様致度此段上奏候也

明治三十年五月

司法大臣 清浦奎吾

右の五月二十八日付清浦司法相の上申書を受理した内閣総理大臣臨時代理黒田清隆は、ただちに内閣法制局に対し、この問題の審査を命じた。内閣法制局がこの問題の審査を終了し、その結果を回答したのは、それから一ヵ月余りを経過した六月二十九日のことであった。六月二十九日付内閣法制局長官神鞭知常より内閣総理大臣松方正義宛回答書ならびに指令案は、次の通りである。³¹⁾

明治三十年六月二十九日

内閣総理大臣

法制局長官

別紙司法大臣上奏群馬県平民宮部襄外二名ノ復権ノ件ヲ審査スルニ上奏ノ通特典ヲ以テ公権ヲ復セラレ
可然ト信認ス仍テ指令案左ノ通ニテ可然哉

指令案

特典ヲ以テ群馬県平民宮部襄同深井卓爾同岩井丑五郎ノ公権ヲ復ス

明治三十年七月十二日

奉勅

内閣総理大臣

かくして、明治三十年七月十二日、右の指令案通り、宮部襄以下三名の事件関係者の公権は、「特典ヲ以テ」回復されることになった。

五むすび

以上に述べたように、有期徒刑十二年の有罪判決を言い渡された宮部ら三名は、北海道樺戸で服役し、いずれも二十八年七月に特赦放免となり、さらに三十年には特赦で「公権」を回復した。

彼らの中で唯一政界復帰をめざした宮部は、その後、三十五年、三十六年の総選挙に立候補したが、いずれも敗北を喫し、三十七年三月一日に実施された第九回衆議院議員総選挙でようやく初当選を果たした。しかし時代は、かつての自由民権時代とは大きく異なり、もはや彼の政治基盤は失われつつあった。四十一年第十回

総選挙に敗れると、彼は引退をするほかはなく、悠々自適の送ることになったのである。『時事新報』は、「人の今昔」と題する連載記事のなかで、晩年の宮部を採りあげ、次のような論評をしている。³²

日暮里金杉二六六といへば御行松より一丁許り隔りたる処に寓居しをれりと聞いて尋ねたけれど容易に見
当らず、漸とある路次の奥に天野次郎という標札のあるに、若しやと訪なへば三十頃の主婦らしき人出
来りて「宮部は先程外出して今留守です」と答ふるに、面会の機会を得なかつたのは残念であったが、打
見たる家の様子から、彼の身の上にも今は時ならぬ秋風が吹きわたり、洒落でもなく風雅でもなくしやう
事なしに此都の片ほとりに詫住居してゐると見て取つたのは僻目か。天無情、人無情、杜鵑とげんの聲に暁窓の
夢屢々せむぎ駭おどろかる、彼はまた薄倅の身の成行を啣かつ一人であらう。

まさに宮部の晩年は、「秋風が吹きわたり」、「天無情」、「人無情」と思わざるをえないような日々であった
であろう。関東大震災直後の大正十二年九月九日、往年の自由民権運動家宮部襄は、人知れず七十六歳で亡く
なった。九月十六日東京にて告別式がおこなわれ、十八日には高崎市通町安国寺で葬儀が営まれた。墓所は高
崎市の同寺にある。³³

注

- (1) 大日方純夫「ある民権家の回想——齊藤壬生雄と自由党」『歴史評論』三八七号、昭和五十七年七月、六六頁。
- (2) 拙著『明治自由党の研究』上巻、昭和六十二年、二二頁以下。

- (3) (4) 「予審終結言渡書」、前掲『日野沢村誌』一七二頁以下。
- (5) 『郵便報知新聞』明治十七年五月二十六日付。
- (6) 『朝野新聞』明治十七年八月十日付。
- (7) 前掲「村上泰治の裁判」は、村上に対する密室監禁延長言渡書の日付「明治十九年九月二十七日」を「明治二十年九月二十七日」と誤読した上で、議論を展開している。
- (8) これらの資料については、かつて手塚豊博士が撮影した写真版を利用した。
- (9) 註3に同じ。
- (10) 「告知書」(写真版)。
- (11) 『朝野新聞』明治二十年二月一日付。
- (12) 「公訴状」(二十年七月)、『朝野新聞』明治二十一年一月十五日付。
- (13) 『めざまし新聞』明治二十年八月十二日付。
- (14) 『めざまし新聞』明治二十年九月六日付。
- (15) 『郵便報知新聞』明治二十一年一月十三日付。
- (16) 「謀殺教唆事件公判」(『朝野新聞』明治二十一年一月十七日付)。
- (17) (20) 「謀殺教唆事件公判」(『朝野新聞』明治二十一年一月十八日付)。
- (21) 「大審院判決書」明治二十一年十一月十日甲第八百拾九号。
- (22) 『読売新聞』明治二十一年十二月八日付。
- (23) 「大審院判決書」明治二十一年十二月七日甲第七百六十三号。
- (24) 『時事新報』明治二十二年三月三十日付。

- (25) 「大審院判決書」明治二十二年六月二十九日甲第九百三十八号。
- (26) 『東京日日新聞』明治二十二年六月三十日付。
- (27) 『朝野新聞』明治二十二年六月三十日付。
- (28) 『官報』明治二十八年七月十六日付。
- (29) 一(31) 「明治三十年公文雜纂」卷二十二、司法省二(国立公文書館蔵)。
- (32) 「人の今昔、四十、宮部襄氏」(『時事新報』明治四十五年七月十日付)。
- (33) 藤沢徳三「宮部襄翁伝」(『上毛及上毛人』第一〇四号、大正十四年十二月、二六頁以下)。

